

予算・決算審査のあり方協議資料

資料1
(H25.03.27)

	議員を2つのグループに分け 交互に審査を行う場合	常任委員会を単位とした 分科会を設ける場合	現在の予算・決算審査の方法 【今回の予算審査ではどうであったか】
望ましい、予算・決算審査のあり方			
○全議員が委員会審査に参加する。	全議員が、1年ごと、交互に委員となる。	毎回、全議員が委員となる。	
○常任委員会の専門性を活かした審査を行う。	グループ分けの際に、所属する常任委員会のバランスを考慮する。 ただし、常任委員会委員の任期も関係する。	各常任委員会が所管する分野の予算・決算を審査する。	
○決算審査の結果を次の予算審査へ反映させる。	決算審査を行ったグループが、次の予算審査を行う。	常任委員会委員の任期によっては、継続した審査が可能	
○予算(決算)の全体を通して総合的に審査を行う。	予算(決算)の全体を通して審査を行う。	委員会(全体会)の審査方法の検討が必要。	
○個々の委員が広く各分野の審査にかかわることができる。	個々の委員が、広く各分野の審査にかかわることができる。	委員会(全体会)の審査方法の検討が必要。	
○公平に委員を選出できる。	全議員が交互に委員となる。	全議員が委員となる。	
その他の事項			
会期(定例会の日数)	現状と同じ会期で実施できる。	現状より会期の日数を増やす必要がある。	
審査方法の検討	現状と同様の審査が可能。	審査方法の詳細について検討が必要 (採決・委員外発言・修正案など)	
常任委員会への影響		常任委員会単位で予算、決算の審査を行うことで、常任委員会の強化につながる。	